

仲田康一著『コミュニティ・スクールのポリティクス —学校運営協議会における保護者の位置』

(勁草書房、2015年)

竹森香以

“*The Micro-politics of the Community Schools*”

Kai TAKEMORI

本書は、著者である仲田康一氏が東京大学大学院教育学研究科に提出し受理された博士（教育学）学位論文「学校運営協議会における保護者の位置」に一部加筆修正を施して出版されたものである。学校運営協議会が設置されたコミュニティ・スクールは、2004年の法制化以降普及し続け、現在、全国で2000校以上を数える。その学術的、また政策的・実践的プレゼンスはますます増大していると言える。本書は、インタビューと質問紙を用いた緻密な調査により、学校運営協議会内部のポリティクスに着目しながらその機能状況を実証的に分析した、優れた研究書である。

本書を構成するのは、2部5章から成る本論と、「第一章 問題の所在」、「終章 結論」である。「第I部 コミュニティ・スクールにおける保護者委員の位置」は、全国質問紙調査、ケース・スタディ・データを用いて、「①学校運営協議会における社会属性による差異と保護者委員の劣位性の解明」（46頁）という研究課題を追及している。「第二章 コミュニティ・スクールの全国的状況と委員の意識・活動」では、全国質問紙調査をもとに、学校運営協議会委員の属性の中で、協議事項に対する意見の反映度に対する影響力が大きいと考えられる社会階層要因・ジェンダー・選出区分に着目し、それらの説明力を検討している。結論として、保護者、なかんずく女性保護

者の劣位性が全国的な傾向として指摘されている。

「第三章 コミュニティ・スクールの特性と女性保護者の位置」では、「女性保護者」の非活性状態という傾向がどのように生じているかを、マルチ・サイト・ケーススタディによって質的に検討している。

なお、英米の研究では既に、学校ガバナンス機関での委員間の積極性の差異の背景として、社会属性に応じた所有資源の不均衡が指摘されているが、こうした説明が属性決定論ないし本質主義に陥る危険性を著者は危惧し、以下の二点に着目している。第一に、「学校支援型」である日本の学校運営協議会の組織特性、第二に、「学校—保護者—地域住民」の三者関係において保護者の劣位性が生じていくプロセスである。

「第II部 学校支援型コミュニティ・スクールによる『対外経営』と家庭教育」では、インタビュー・観察・資料分析・アンケート調査を含んだ一つの学校の総合的ケース・スタディを通じて、①の課題に加え、「②学校支援型コミュニティ・スクールによる『対外経営』が家庭教育にもたらすもの」（48頁）という課題を検討している。「対外経営」（佐藤〔編著〕〔2010〕）、本書においてより詳細には「学校に対する支援的な活動を保護者に求めるべく、保護者を啓発する活動」（48頁）がなされている学校（「事例東」）を対象に、保護者啓発における特定の保護者像

の規範化をめぐる格差と葛藤の生起という社会的帰結が検討されている。「第四章 委縮する保護者—学校運営協議会における『無言委員』の所在」では、学校運営協議会協議会の議事録分析をもとに、事例東の学校運営協議会における保護者の位置を明確にし、その劣位性を確認している。第四章における学校運営協議会の「議事の構造」とその要因の検討を受けて、「第五章 『対外経営』の展開と保護者委員の位置」では、学校運営協議会が行う改革の展開と内容である「議事の内容」を分析している。具体的には、「対外経営」の典型例である、事例の学校運営協議会が保護者の家庭教育に対して啓発を行う「確認書」の、保護者委員の「無言」の中での導入である。「第六章 『対外経営』がもたらすもの」では、家庭背景に応じた社会的不均衡の所在と対立の所在に着目しながら、「確認書」の取り組みが非協議会委員の保護者にもたらしたものを検討している。その結果、「対外経営」は階層によって保護者の不満や不均衡を生じさせていたが、それを学校運営協議会に対して集合的な声として提示し解決を求める動きは、学校運営協議会内部の母親の劣位性と、子どもの人質意識や保護者相互の間責という要因により、先鋭化を阻まれていた。

評者の感じるころの本書の意義は、大別して以下の二点である。第一に、学校運営協議会における保護者の劣位性という事実そのものの解明が挙げられる。英米の先行研究が明らかにしてきた重要な論点としての保護者の無権力性という現象が、日本においても生じており、格差と葛藤をもたらしていることは、コミュニティ・スクールの法制化から10年以上が過ぎた今、広く確認されるべき事象であると考えられる。このことは、コミュニティ・スクールの政策的・実践的關係者に制度の活用のあり方について再考を迫る実際上の意義を有するほか、教育社会学や教育行政学からの学校参加制度に対する理論的な問題提起に、実証的に応えるという意味での学術的な意義をも持ち合わせている。さらに、英米の先行研究が保護者と学校の二者関係を分析の対象に据えているのに対し、本書では、「地域住民」というアクター群に着目することにより、日本の学校運営協議会に特有の性質を鋭く描き出していることも、

評価されるべき重要な点である。

第二に、特定の保護者像の規範化を通じた格差と葛藤の生起のプロセスに着目した方法論的卓越性を指摘できる。著者がHall (1996) を引いて懸念するとおり、特性属性の社会的周縁化を所有資源の多寡のみで説明することは、属性決定論ないしは本質主義に陥りかねない。学校運営協議会のマイクロ・ポリティクスに着目し、特性の属性（ここでは特に女性保護者）が劣位に置かれていくプロセスを緻密に描き出した本書は、こうした危惧を方法論的に乗り越えるものである。こうした意義は、既に同様の議論が存在してきた英米の学校—保護者間関係研究に対しても示唆を与えるものであり、また日本の学校参加研究をこうした議論の流れに引き付けるうえでの水路となりうるものでもある。具体的には、著者は、J.Epstein (米) による、学校と保護者の関係にある種合目的的に捉える機能主義的な「パートナーシップ論」に対する、A.Lareau (米)、C.Vincent (英)、R.Deem (英) の葛藤論的な視点からの批判を引いている。とりわけ、後者の系譜の学校参加研究は、管見の限り日本において蓄積が多いとは言いがたい。英米の社会学的研究の知見を吸収した本書は、日本の学校参加研究に新たな視角をもたらす議論の先鞭をつける重要な役割を担っていると言えるだろう。

次に、本書に残された課題と思われる点について述べる。著者自身も指摘するように (267頁)、とりわけケース・スタディの対象事例が限定されており、今回の事例によって得られた知見について過度に一般化することは困難であると考えられる。全国質問紙調査によって、学校運営協議会における女性・保護者委員の劣位性が全国的な傾向として明らかになっているものの、今回のケース・スタディにおいて明らかになったようなマイクロ・ポリティクスがコミュニティ・スクールにおいて広く一般に認められるものであるかについては、断定はできないであろう。評者自身のフィールドワークの体験からは、コミュニティ・スクールではないものの、学校支援地域本部を設置する小学校において女性・保護者委員が大きな発言力を持って学校の活動に携わっているケースも見られた。ウェットな人間関係における権力構造に対する著者の危惧に対し、評者個人は共感

を抱いているが、学校運営協議会制度に本来的に期待されるポジティブな「効果」が顕在するケースも少なからず存在するのであると考える。

もっとも、こうした事例の限定性は、著者が一校についての詳細なケース・スタディに費やした膨大な労力を思えば至極当然の事象である。様々な事例を収集し、そのエッセンスを抽出して全国的なコミュニティ・スクールの動向に位置付けていく作業は、著者個人というよりはむしろ後進の研究者に課せられた使命であるとも言えるだろう。その意味でも、議論の水脈を拓いた本書の功績は大きなものであると考えられる。

以上述べてきたように、学校運営協議会における保護者の位置に着目しながら、コミュニティ・スクールのポリティクスを巧みに描き出した本書は、様々な美点を有する良書である。学術関係者のみならず、コミュニティ・スクールの政策的・実践的関係者、そして保護者など、広く一般に一読を薦めたい。

参考文献

- Hall, A. (1996) *Feminism and Sporting Bodies: Essays on Theory and Practice*, Champaign: Human Kinetics Pub. [=飯田貴子ら [訳] (2001) 『フェミニズム・スポーツ・身体』 世界思想社]